

# 農業用ドローン販売店希望条件リスト

株式会社マゼックス

農業用農薬散布専用マルチローターの取り扱いを希望する販売店は、下記の条件に適合するかを確認させていただく必要性があります。「正確」、「誤りの無い販売」、「親切丁寧なサービス」を第三者にご提供するにあたり、販売店はヘリコプター及びマルチローターの操縦経験を有している方が必要となります。または各部品の構造・原理を十分に把握している方を中心に販売店として委託をお願い申し上げます。よって新規販売店希望社は、下の項目に沿って御社情報または知識確認をさせて頂きたく、お手数をお掛けすることもございますが、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以下項目は、株式会社マゼックスでの販売店希望社となつていただく場合の適合必須項目となり、販売店での説明、デモを行う際の知識・技量などにバラツキが無いよう確認を行うことを目的と致します。知識に関しては、お分かりになる範囲の内容を Word 書面にてご記入しご提出頂き判断をさせていただきます。(※下記項目を参考に主に産業用マルチローターでの散布飛行についての知識、農林水産航空協会についての知識、農薬散布についての知識を自由書式にて)。ただし、国土交通省認定団体やドローンスクール、各協会認定団体の場合、知識認定は免除致しますので証明書の提出をお願い致します。

**条件項目** ※下記全項目の適合を一次代理店の必須条件とさせていただきます。

- 法人、又は認定団体であること。
- 販売を行う製品のデモ機体を所有していること。(※1)
- お客様がデモ飛行や説明を希望するとき、迅速な対応を行えること。(※2)
- 農業用ドローンを販売する場合、農薬の知識または散布方法の知識を有していること。
- 販売後お客様へのサポートに誠心誠意をもって対応できること。
- お客様からのクレームに対して柔軟・迅速に対応できる体制を整えること。
- お客様情報を厳重に保管できること。また、名前・住所・電話番号・機体番号・販売物の履歴など厳重に管理出来る体制が整えられていること。
- 月一回の「月次報告書」を提出し販売活動の報告が明確に行えること。
- HPなどに弊社の販売店である旨を明記すること。
- 本製品は必ず前払いとすること。
- 半期で5台以上の販売を行うこと。ただし、営業活動を随時行っている場合はこの限りではない。
- 市場価格と比較し適正な価格で販売を行うこと。
- 農林水産航空協会について知識を有していること。
- 農林水産航空協会の規定するガイドラインを把握していること。
- 契約期間は1年ごとであること。連絡の無い場合は、自動で更新致します。
- 初年度のみ提供資料実費代(パンフレット6種類セット、ポスター2種類、テキスト、事務手数料と資料送付送料)として、**8,000円(税抜)**を弊社にお支払いいただきます。

(※1)デモ機体を所有しない場合は、二次代理店となります。

(※2)旧機体でデモ飛行を実施される場合は二次代理店となります。

例) 現販売機種は「飛助Ⅲ」であるが、デモ飛行は旧機体の「飛助Ⅱ」で実施している。

以上